

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

① 4 年 10 月 27 日

厚生労働大臣 殿

株式会社 つなぐ

(ふりがな)

たお じう ふおん

②届出者 氏 名代表取締役タオ・ジウ・フォン

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	40-ユ- 301332
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	かぶしきがいしゃ つなぐ 株式会社 つなぐ
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 8 1 2 - 0 0 5 3 電話 092 (409) 4594
	ふくおかけんふくおかしひがしくはこぎき1ちょうめ8バン4 たいばなこーぼ 201 ごう
	福岡県福岡市東区箱崎1丁目8番4 立花コーポ 201号
⑥適用開始・変更予定日	令和 5 年 / 月 / 日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表のとおり
⑧備 考	TAO DIEU HUONG TEL 092-409-4594 FAX 092-409-4593

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用 (※1)	<u>10,000円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 (※2)	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30% (または1,000,000円)</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30% (または1,000,000円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】(※3) *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30% (または1,000,000円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税(※4)は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 40-ユ- 301332

事業所の名称及び所在地

株式会社 つなぐ

福岡県福岡市東区箱崎1丁目8番4 ~~立花~~ ^{フナギ} 201号